

質問にお答えします

Q 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要ですか。

食料産業・6次産業化交付金の加工・販売施設等の施設整備やファンド活用以外は必要ありません。

Q 商品開発、商談会出展は、農林漁業者等しか使えないですか。

農林漁業者等と連携していれば、輸出事業者、商社、物流業者等でも使えます。

Q 新商品とはどのようなものですか。

①商品そのものが新しい、②原料が新しい、③製法が新しい、のいずれかを満たすものをいいます。

問合せ先

地方農政局等名	電話番号	担当都道府県
北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	011-330-8810	北海道
東北農政局 経営・事業支援部地域連携課	022-221-6402	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東農政局 経営・事業支援部地域連携課	048-740-5341	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部地域連携課	076-232-4233	新潟県、富山県、石川県、 福井県
東海農政局 経営・事業支援部地域連携課	052-223-4619	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 経営・事業支援部地域連携課	075-414-9101	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部地域連携課	086-224-9415	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 経営・事業支援部地域連携課	096-211-9319	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	098-866-1673	沖縄県
農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	03-5220-5885(代)	

■本省の問合せ先：
食料産業局産業連携課（電話番号：03-6738-6473）
■6次産業化に関するホームページ
【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>】をご覧ください。



6次産業化支援対策 のご案内

**6次産業化とは、
農林漁業者の皆様が生産した
農林水産物を活用し、新商品を開発、
新たな販路の開拓（輸出も含む）等
を行う取組です。**



平成30年4月
農林水産省
食料産業局

新商品開発、販路開拓、加工用作物導入等を行いたい！

新商品開発や販路開拓に取り組みたい。



・ 試作品やパッケージデザイン開発のための**人件費、資材購入費、成分分析等検査費、機器リース代等**を支援します。

・ 新商品の**試食会等評価会の会場借料費、商談会等への出展費、出展旅費等**を支援します。

食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売の推進」
交付率：1 / 3以内（市町村戦略に基づく取組は1 / 2以内）

※新商品開発に向け、加工適性のある作物を導入する際の費用も支援対象です。

六次産業化・地産地消法、農商工等連携促進法の認定を受けたい！

- 六次産業化・地産地消法の計画を作成した場合、**農林水産大臣認定**を、農商工等連携促進法の計画を作成した場合、**農林水産大臣・経済産業大臣認定**を受けることができます（別途審査があります。）。

認定を受けた場合、**施設整備事業、融資の特例**を受けることができます。



農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）の出資を受けたい！

ファンドの仕組み

- 2次・3次事業者と連携した6次産業化の取組を、**出資等により支援**。
- 6次産業化を進める法人（株式会社）に対し、**融資（資本金劣後ローン）も実施**。
- A-FIVEによる直接出資の他、銀行等が設立したサブファンドを通じた出資が可能。
- 6次産業化に取り組む農林漁業者の輸出や販路開拓等を支援する事業者（支援事業者）に対しても**出資が可能**。

ファンド活用のメリット

- 出資により調達した資金は、設備投資のほか、**運転資金や海外子会社の設立等様々な用途に活用可能**。
- A-FIVE等は、**販路紹介やビジネスマッチング等経営面の支援**を実施。
- 官民ファンドの出資を受けていることで、**ビジネス上の信用力向上**へ。

専門家のアドバイスがほしい！

- 販路開拓やブランディング等相談内容に応じて、6次産業化サポートセンター（都道府県サポートセンター、中央サポートセンター）から**専門家（6次産業化プランナー）を無料で派遣**します。



融資を受けたい！

- 農業改良資金、林業木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金による**融資の特例**を受けることができます。

（※六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定が必要）



加工・販売施設等を整備したい！

- 制度資金等の融資を活用した、**加工・販売施設等の整備を支援**します。6次産業化の取組に必要な生産施設の整備も対象です。

（※六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定が必要）

食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売施設整備」
交付率：3 / 10以内（中山間地（農業）は1 / 2以内、
市町村戦略に基づく取組は1 / 2以内）
交付金上限額：1億円



農林漁業を行う法人への直接出資（2次・3次事業者との連携不要）や6次産業化を支援する事業者への出資も可能となりました！

